「令和7年度障害児通所支援事業所に係る説明会(集団指導)」受講確認票 確認問題の解答

群馬県監査指導課第三係

○確認問題 I

身体拘束等の廃止・適正化のための取組について、誤っているものを1つ選択してください。

- Ⅰ. 身体拘束等の適正化のための研修を年 | 回以上及び新規採用時に行う必要がある。
- 2. 身体拘束適正化検討委員会を年 | 回以上開催する必要がある。
- 3.身体拘束等の適正化の指針を整備する必要がある。
- 4. 身体拘束廃止未実施減算を適用している場合、必要な措置を講じる必要はない。

<正答>

4. 身体拘束廃止未実施減算を適用している場合、必要な措置を講じる必要はない。

身体拘束等の廃止・適正化の取組を行っていない場合、身体拘束廃止未実施減算を適用するだけでなく、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。なお、身体拘束を行っていない場合も同様に、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。

- ① 身体拘束等に係る記録をすること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を年 | 回以上開催し、従業者に周知すること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を年 | 回以上及び新規採用時に実施すること。また、 研修の内容について記録すること。

(説明箇所:(2) 運営指導を通じての留意点について)

<基準省令(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)第44条他>

○確認問題2

業務継続計画について、**誤っているもの**を | つ選択してください。

- 1. 業務継続計画は、感染症に係る計画と非常災害に係る計画を策定する必要がある。
- 2. 業務継続計画を策定していない場合でも、「感染症の予防及びまん延防止のための指針 整備」及び「非常災害時に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算は 特に適用されない。
- 3. 業務継続計画の策定は、令和6年4月1日から義務化されている。
- 4. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う必要がある。

<正答>

2. 業務継続計画を策定していない場合でも、「感染症の予防及びまん延防止のための指針整備」及び「非常災害時に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算は特に適用されない。

業務継続計画の策定は、**令和6年4月1日から義務化**されています。また、業務継続計画 を策定していない場合、令和6年4月1日より**業務継続計画未策定減算**が適用されます。 また、令和7年4月1日より、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非 常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合であっても、業務継続計画を策定して いない場合には減算が適用されます。

居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、令和7年3月31日までの間は、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえて、当該減算を適用しないこととなっていましたが、令和7年4月1日より、減算が適用されます。

危険発生時において迅速に行動ができるよう業務継続計画を策定し、適切な運営に努めてください。

(説明箇所:(2)運営指導を通じての留意点について)

<基準省令(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)第38条の2>

○確認問題3

個別支援計画について、**正しいもの**を I つ選択してください。

- 1. 利用者の状態を熟知している担当職員(児童発達支援管理責任者でない職員)が、モニタリング及び計画を作成していれば、児童発達支援管理責任者が一切関与していなくとも、個別支援計画は有効であり、個別支援計画未作成減算には該当しない。
- 2. 利用開始時にアセスメントを実施していれば、モニタリングをする必要はない。
- 3. 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合、個別支援計画未作成減算の対象となる。
- 4. 利用者等からの同意を得ることが難しい場合は、同意を得る必要はない。

<正答>

3. 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合、個別 支援計画未作成減算の対象となる。

【個別支援計画作成の流れ】

個別支援計画の作成は、アセスメント → 計画原案作成 → 計画作成に係る会議 → 計画完成 → 計画の説明・同意・交付の手順によって行う。

個別支援計画は上記の手順に従い、児童発達支援管理責任者が適切に作成する必要があります。モニタリングは少なくとも6月に | 回以上は行い、計画の見直し及び必要に応じて計画の変更を行う必要があります。また、児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が策定されていない場合、個別支援計画未作成減算の対象となる点についても注意してください。

(説明箇所:(2) 運営指導を通じての留意点について)

<基準省令(平成24年2月3日厚生労働省令第 I 5号)第27条他>